

令和8年度 子ども会登録手続きについて

1. 提出書類 各1部提出、メール提出可

- ①令和8年度 子ども会登録書
- ②令和8年度 子ども会会員名簿
- ③令和8年度 子ども会予算書
- ④令和8年度 子ども会事業計画書
- ⑤令和7年度 子ども会決算書
- ⑥令和7年度 子ども会事業報告書
- ⑦子ども会・育成会の規約または会則
- ⑧個人情報取扱規約
- ⑨同意書（理事・副理事 各1名）

※⑦、⑧の規約について、無い場合、同封の会則の例を参考に必ず作成してください。

※提出する書類はコピーし、控えとして各子ども会で保管してください。

※登録書類は「江戸川区の子ども会」ホームページからダウンロードできます。

ご活用ください。（各種申込・登録→子ども会登録（区子連未加盟用））

「江戸川区の子ども会」ホームページ
<https://www.kodomo-kai.or.jp/edogawa/>



2. 提出期限 令和8年5月20日 ※期限を過ぎる場合はご連絡をお願いいたします。

3. その他

[補助金（子ども会育成助成金）]

子ども会員数	助成金額
30名～49名	年額 50,000円
50名～99名	年額 60,000円
100名～199名	年額 70,000円
200名以上	年額 80,000円

※(1)助成金の対象となる子ども会会員は、0歳児～中学3年生です。

(2)会員数が30名未満の子ども会に対しても、年額5万円を助成しています。

(3)助成金交付は、青少年育成地区委員会を通じて7月中旬を予定しています。

[子ども会登録書に記載される個人情報の取り扱いについて]

・区に子ども会登録することで、当区が入手した個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護法・江戸川区個人情報保護条例等の関係法令を遵守し、妥当と判断した場合のみ、他の行政目的のために利用させていただく場合があります。

上記の事項に同意していただける場合は、同封されている同意書(子ども会理事・副理事1名)にご署名ください。

[区補助金の返還について]

・区補助金について、残金が生じた場合、その残額について返還していただく必要があります。ご注意ください。

【問合せ・提出先】

江戸川区 健全育成課 青少年係 赤嶺
(区役所本庁舎 3階8番窓口)
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
TEL: 5662-1629(直通ダイヤル)
FAX: 5607-5151
メール: 1788100@city.edogawa.tokyo.jp